

## 本多静六による和歌山城址の公園設計における風致の位置づけからみた評価と公園整備

### Evaluation and Park Improvement Judging from Placing by Scenic Beauty in the Park Design of Wakayama Ruins of Castle by Honda Seiroku

野中 勝利  
Katsutoshi Nonaka

Since 1913 the city of Wakayama managed the castle site as a public park, and the following year Seiroku Honda submitted a design for its improvement. The city submitted the plan and a budget proposal to the city council in 1915. The plan involved destroying the moat and stone ramparts, spurring opposition in the city council and local newspapers. After approval by the city council, the city asked the prefecture for permission to proceed. The prefectural governor rejected the application because it would destroy the scenic beauty of the site. The city council then adopted a new plan that omitted the objectionable portions of the previous one. The city then proceeded with park improvement over five years.

**Keywords:** ruins of castle, park, scenic beauty, Wakayama, modernization  
城址, 公園, 風致, 和歌山, 近代化

#### 1. はじめに

##### (1) 研究の背景、目的及び対象

わが国固有の都市空間であった近世城郭は、明治維新によってその存立条件を喪失して城址になった。近世城郭がそのまま遺構となり、城址は藩政期から受け継いだ遺構から構成される風致を有することになった。

本稿ではこの風致を、①建造物、土塀や城門などの建築的遺構、②城山の樹木や庭園などの造園的遺構、③濠、石垣や土塁などの土木的遺構から捉えている。いずれも近世城郭を特徴づける空間的要素だった。

これらの遺構のうち、特に建築的遺構は明治政府の方針によって売却されたり、破却されたりして、明治中期までにその多くが失われた。このような建築的遺構の除却のほか、造園的遺構の伐採や除却、土木的遺構では濠の埋め立て、石垣や土塁の除却などが、近代化の過程で進んだ。本稿ではこうした行為を風致の毀損として扱う。

一方、明治政府は城址の土地利用について明確な方針を示さなかった。しかし1930年代の論考で城址の利用としてまず考えられたのは公園だったと指摘されているように<sup>1)</sup>、当該地域側の発意によって城址に公園が開設された。そして大正時代の内務省官吏が、わが国の公園は城址、社寺境内や名勝地などを開放してつくられたものが多いと述べているように<sup>2)</sup>、維新以降、漸次的に城址の公園化が進んだ。

それでは城址の近代化の過程で進んだこれら二つの側面はどのような関係なのか、本稿ではその点に着目し、城址の公園化と風致の毀損との関係を明らかにすることを目的とする。公園化とは設計から整備に至る一連の過程であり、その過程において風致がどのような位置づけだったのか、そして当時はそれに対してどのような評価があったのかということに分析の視点に置く。

これまでに建築的遺構である城郭建築の取り壊しに関しては、城郭の存廃をもとに整理、紹介されている<sup>3)</sup>。また土木的遺構である濠の埋め立てに関しては、濠の面積的な変遷を明らかにした研究<sup>4)</sup>のほか、彦根城址の濠がマラリア防疫によって埋め立てられた経過を明らかにした研究や<sup>6)</sup>、濠の埋め立てをめぐる議論の構図を明らかにした研究<sup>7)</sup>がある。ただしこれらの風致の毀損に関する研究においては公園化との関係については明らかにされていない。

一方、城址の公園化に関する研究をみると、確認できる公園設計図が少ないことから、設計から整備に至る一連の過程を明らかにした研究は限られている。このうち確認できるのは長岡安平と本多静六による設計図である。

東京府の公園をはじめ各地の公園や庭園に関わった長岡安平が設計した公園のうち、久保田城址の千秋公園と盛岡城址の岩手公園等で設計図が残されている。

これまでに千秋公園の公園設計とその後の公園整備との関係が分析されている<sup>8)</sup>。そこでは土塁や濠という土木的遺構や唯一残っていた建築物を活かす意図がみられ、その設計通りに整備がされたことが明らかになっている。

また岩手公園についても公園設計とそれに基づく公園整備との関係が分析されている<sup>9)</sup>。そこでは新たな公園内通路の整備に伴い土木的遺構である石垣の一部が取り壊される計画になっていたことが明らかにされている。

長岡による設計では、岩手公園において一部の風致の毀損がみられたが概ね当時の風致を活かす意図があった。またいずれも設計通りに事業化されていた。

ただしこれらの例では、図面は残されているが、長岡による設計の意図や内容に対する文書が残されていない。そのため、長岡の計画意図を図面から読み取らざるをえないという分析上の制約がある。また計画通りに整備されたこ

とから事業主体による受容性があったと位置づけているが、当時の地元紙等の同時代的資料が乏しく、設計や事業に対する地域社会からの評価の把握にも自ずと限界がある。

わが国林学の先駆者の一人である本多静六も、近代的公園の嚆矢とされる日比谷公園を始めとして全国各地の公園の新設や改良に携わった<sup>10)</sup>。この本多が公園の設計・改造に携わった公園のうち所在が確認できる公園は全国で60箇所が挙げられている<sup>11)</sup>。

その中で城址の公園設計をみると、日比谷公園の次に設計した徳島城址の徳島公園がある。これに関しては、設計内容を分析した研究や<sup>12)</sup>、公園設計と公園整備の関係を分析した研究がある<sup>13)</sup>。そこでは、既存の門や庭園を含め、濠、石垣や森林などの建築的遺構、造園的遺構および土木的遺構の大部分を残す計画になっているが、一部の石垣を撤去する計画だったことが明らかにされている。またそれに基づいた公園整備では、事業費が約2割圧縮されたこと、行啓などの想定外の出来事などにより、設計とは異なる整備がされたこと、石垣の撤去は計画通りに取り崩されたことが明らかにされている。なおこの徳島公園については、本多による設計図が残されていないことから、地元紙に掲載された略図を研究資料としている。

このように城址の公園化にあたって、公園設計において一部の風致の毀損が計画され、それがそのまま事業化されたことが明らかにされている。しかし資料的な制約のため、設計や事業における風致の位置づけに対する同時代的評価に関する分析の成果は挙がっていない。

そこで本稿では城址の公園化における公園設計図と、その計画方針や内容を記した文書が残されている和歌山城址の公園化の事例を取り上げる。

和歌山城址は、維新以後はいわゆる「存城」として陸軍省が管理していた。建造物や工作物は取り壊されたが、天守や一部の城門が建築的遺構として残された。濠の一部が埋め立てられ、土塁の一部が取り崩されていたが、大部分の濠、土塁や石垣、さらに城山の樹木等の植栽といった土木的遺構、造園的遺構が残っていた。一方、城址には1889年に和歌山中学校、1898年に連隊区司令部が建設された。このような和歌山城址を和歌山県が借用し、1901年に和歌山公園が開設された。開園後、和歌山県は1901年に物産陳列場、1908年に図書館を建設したが、公園としての整備はされなかった。その後、1912年に和歌山城址が和歌山市に払い下げられたことから公園の管理も移管された。1914年になって和歌山市は公園としての本格的整備を企図し、「都市の慰藉」として「公園的施設の全美」を期し、本多静六に設計を依頼した<sup>14)</sup>。

本稿ではこの本多による公園設計の内容、その公表や事業の予算化を経て整備に至る公園化において、風致がどのような位置づけだったのかを分析し、その同時代的評価を含めて、城址の公園化と風致の毀損との関係を明らかにする。

なお後述するように、設計当時の和歌山城址に対して、「旧形」「古形」「原形」「現形」等の表現が用いられている

が、先述のように学校等の施設建設以外では、天守や一部の城門の建築的遺構のほか、土木的遺構、造園的遺構が概ね残されていることから、それらにより構成される風致を含めて総称した表現として捉えることにする。

この和歌山公園の設計も本多の事績として挙げられているが、その内容については管見の限り、公園の現状との関係から公園設計の方針や部分設計の一部が簡単に紹介されているのみである<sup>15)</sup>。

## (2) 研究の方法

和歌山市から和歌山公園を改良する設計を依頼された本多静六は、1914年の年末から年始にかけて和歌山に滞在して実地の踏査を行った。そして設計した内容を1915年4月に和歌山市が『和歌山公園設計案』(以下、『設計案』とする)として取りまとめた<sup>16)</sup>。『設計案』の構成は、まず和歌山市が「序」として和歌山城址の維新以降の所管、公園化の経過、本多静六への設計依頼などを述べている。そのあと、本多静六が「和歌山公園設計案」として講話した設計内容等が綴られている。ここでは「緒言」として設計依頼の経過や実地調査などの前提を述べ、次いで「第一大体ノ方針」「第二本公園ノ方式」「第三各部ノ設計」が説明され、縮尺1:1,200の「和歌山公園平面図」と題した設計図が添付されている。本多による公園設計の方針と内容については、この『設計案』を研究資料とした。

当時の和歌山市会での審議については、会議録が残存していない。そのため、1915年前後の地元紙(和歌山新報、紀伊毎日新聞、和歌山実業新聞、和歌山タイムス、大阪朝日新聞・紀和版)について、和歌山県立図書館、和歌山県立文書館、国会図書館、東京大学明治新聞雑誌文庫が所蔵している地元紙を確認した。ただしそれらの地元紙の発行分すべてが保存されていないので、資料的な限界はあった。あわせて本多による公園設計案に対する評価や公園整備の状況等についても記事から把握した。また和歌山県都市政策課と和歌山市和歌山城整備企画課が所蔵する当時の公園関係の行政資料を照会して調査した。ただし極めて限られた資料しか残存していない。

また当時、田辺(現・和歌山県田辺市)に居住していた在野の博物学者・植物学者の南方熊楠が公園設計案に対して批判していたことが明らかにされている<sup>17)</sup>。そこで熊楠による雑誌や新聞への寄稿や知人への書簡から批判の内容を把握した。なお熊楠の書簡は翻刻されている資料を参照した。また熊楠の弟である南方常楠も和歌山市会議員として熊楠に同調していた。南方熊楠顕彰館に所蔵されている常楠から熊楠に宛てた書簡も研究資料とした。常楠による書簡の翻刻は未刊のため、同所で閲覧した。この書簡の中には、和歌山市会の動向も記されているので参照した。

## 2. 本多静六による公園設計

### (1) 和歌山市による本多静六への依頼

和歌山市は、和歌山県が和歌山公園として管理していた和歌山城址の払い下げを政府に1911年に出願した。その翌

年に6万円での払い下げが認められ、城址は和歌山市の所有地になった。ただし同年度は県の予算で公園が管理され、1913年度から和歌山市が管理した。そして1914年になって公園を改良することになり、本多静六にその設計を依頼した。

『設計案』中に和歌山市が記した「序」によると、和歌山市は、「斯道ニ深キ趣味ヲ有セラレ且ツ経験ニ富ミタル」本多静六に改良計画を依頼したとある<sup>18)</sup>。また本多の実地踏査を前に、地元紙には「斯道に最も深き造詣を育せらるる」本多に市が公園改良の審査を依頼したと紹介されている<sup>19)</sup>。一方、本多は『設計案』中の「緒言」で、「元来私ハ斯道ニハ甚ダ未熟デアリ」と述べている<sup>20)</sup>。本多は日比谷公園以降、各地の公園の新設や改良に携わっており、依頼者側からは「斯道に深い趣味」「斯道に最も深い造詣」があると評しているが、林学者としての本多は公園設計に関しては「斯道には未熟」と自己評価している。

依頼の経過として、地元紙には、和歌山市が本多による公園改良の設計を帝国大学に申請し、それが受け入れられたと報じられている<sup>21)</sup>。一方、本多は、和歌山出身で、同窓として三十年来兄弟同様に接している川瀬善太郎<sup>1)</sup>を通じて和歌山市から公園設計の依頼があったと述べている<sup>22)</sup>。和歌山市は川瀬を介して本多に打診し、大学との関係から、形式的には大学を通じて申し出る手続きになったとみられる。また本多も設計にあたって川瀬からの意見も聞くとしており、後述のように市当局も川瀬の意見も入った設計との認識があった。

## (2) 本多静六による踏査と設計

本多は1914年12月末に実地踏査のため和歌山を訪れた。これは冬期休暇を利用したものである<sup>23)</sup>。『設計案』は1915年1月2日に本多が語った講話として取りまとめられ、その中で、「此六日間ノ実地調査」とあることから、12月28日から滞在しているとみられる。また『設計案』中の「序」で和歌山市は、本多が「踏査旬日ニシテ始メテ其計画成ル」とあるので、1月6日前後まで滞在していたと考えられる。なおこの前後に発行された地元紙からは、現地での本多の動向を報じた記事は見当たらなかった。

設計内容について、『設計案』中の「序」で和歌山市は、城址の地物が歴史的及び文学的にわが国有数の記念物であるので、その「古形」を利用し、「公園」として長く伝えることに対し、本多の計画はその主旨において「洵ニ適切ノ企案」と肯定的に評価している<sup>24)</sup>。

一方、本多は「緒言」の中で、自らを「斯道に未熟」で、踏査中に「風邪に罹り、気分が勝れず、未熟者がさらに下手になってはいないかと甚だ憂いていると前置きしている<sup>25)</sup>。

これはあえて謙遜した態度にしているのか、本当に自信がないのか、にわかには判断できない。初めての公園設計として日比谷公園に取り組んだ時は、「わづかに西洋の公園を見てきて、公園に関する本を数冊持っているだけだから甚だ心細かった。」と吐露し、ただし日本には専門家がいな

いので、「異常な希望と決心」とをもって始めたと述懐している<sup>26)</sup>。次いで設計した徳島公園でも、公園設計が専門外であるとして再三辞退したが、床次竹二郎徳島県知事と旧知の間柄であったことを受託の理由の一つに挙げている<sup>27)</sup>。徳島では旧知の知事からの依頼、和歌山では同僚である川瀬の介在があつて引き受けている。

本多は和歌山滞在中に風邪に罹り、体調は不十分であった。そして東京に戻ってから設計を行うことにしていた。「緒言」によれば、東京には和歌山を良く知る川瀬もいるし、「自分ノ助手トシテ公園ノ事ヲ研究シテ居ル者」等もいるので、そうした人々から意見を聞いて完全な設計にすると述べている<sup>28)</sup>。自分には公園設計の力量はないが、そうした人々の意見を聞きながら設計するというように読み取れる。

## (3) 公園地としての和歌山城址の評価

公園として所有・管理し、その改良設計を依頼した和歌山市は、和歌山城址の状況について、近世城郭が有する軍事的、防衛的拠点として残存している風致を評価しているが、一般大衆が利用する場としては設備が不足しているとみていた<sup>29)</sup>。

一方、本多はどのように和歌山城址を捉えていたのか、『設計案』中の「第一大体ノ方針」(表1)では<sup>30)</sup>、「地方記念物」とすべき資格を有し、「遊園的公園」としての要素を有するとしている。

和歌山市は和歌山城址の風致を高く評価する一方、公園としての設備が足りないと評価し、本多は史跡としての価値がある一方、立地場所、土地の形状や大きさ、自然環境から公園としての資源が豊富だと評価している。

その前提で設計された案を和歌山市は適切だとして受け入れた。

## (4) 公園設計の内容

『設計案』中で示されている「第一大体ノ方針」、「第二公園ノ方式」<sup>31)</sup>を箇条書きにすると表1のようになる。

設計の方針のうち、和歌山城址が有する風致のうち濠や石垣に対する措置について特に表中に示している。それを見ると、濠については、保存の必要がない一部の濠を必要に応じて埋め立てること、石垣については、公園として重要な一局部に限りそれを取り払うことがわかる。また方針の最後に、枳形の石垣をすべて保存することは、かえって価値を損ない、遊園地としては不便になることを指摘している。このように公園化にあたって風致の一部を毀損することを素直に明示している。

公園の方式では、園内に「イギリス式庭園」「フランス式庭園」「純日本式庭園」を設け、洋風庭園と和風庭園を並存させる計画だった。また「梅林」「桃林」や「鹿林」のほか、桜や楓を中心とするエリアを設け、広い園内を樹種等によって分けていた。

『設計案』中の「第三各部ノ設計」では、1~74までの番号を付して箇条書きで詳細な整備内容が示されている<sup>32)</sup>。これは『設計案』に添付されている公園設計図(図1)の

表1 本多静六による和歌山公園設計方針等

公園設計	内容
1) 大体の方針	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 本公園は一面では和歌山城址として歴史上からこれを保存し、いわゆる「地方記念物」になる資格を有している。他面には市の中央に位置し、電車の要路にあたり交通が便利で、面積も広く、高低差も適当で、山と水が富み、城山のまわりに平坦な土地も十分にあり、一帯には古い樹木が多く繁茂して、「遊園的公園」になる要素を有している。</li> <li>○ すなわち「歴史的記念物」としての要素と「遊園地」としての要素の二つの要素を共に活用する大方針によって公園を設計し</li> <li>○ 「歴史的記念物」である城の濠、石垣、見付け、天守閣等のいわゆる城郭は大体において今日のままに保存し、活用して公園に使用する方針で、わずかに壊れている部分を修繕することに留める。</li> <li>○ 記念物として保存の必要がない<b>一部に限り公園の必要に応じて濠池を埋める。</b></li> <li>○ 濠の周囲の石垣は保存し旧形を想像できるようにする。</li> <li>○ 城址内部の<b>枳形の石垣も</b>大体において旧体を保存するが、<b>公園として重要な一局部に限り取り扱う。</b></li> <li>○ しかし枳形の石垣は堅固で荘厳な往時を偲ばせ、歴史的趣味を増す利点はあるが、園内にあまり多くの同様同形の石垣だけを保存することは、かえって価値を損ない、また遊園地としての不便さは少なくない。</li> </ul>
2) 公園の方式	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 公園の方式は歴史的にはイギリス式、フランス式、イタリア式などに区別され、形状的には幾何学的、自然的の二大別が</li> <li>○ 本公園では、まず天守閣および御殿跡はきれいに修繕し、今日のままに保存して何らの改築も施さない。</li> <li>○ 城山の西方の松林一帯の平地を自然式庭園、すなわち<b>イギリス式庭園</b>の方式により、現在の松と新たに加える楓とを主景とし、その一部の山地を画して鹿林とする。</li> <li>○ 城山の北方の平地、すなわち中学校跡地および図書館の前面等を<b>フランス式庭園</b>、すなわち幾何学的、人工的庭園の方式とし、規則正しく区画した花壇をつくる。</li> <li>○ これらの両者の間にある馬場跡は大運動場とし、師範学校、中学校、小学校等の運動場とし、かつ大集会にも利用する。</li> <li>○ 紅葉谷は純日本式庭園に復旧する。現在も巨石、老樹に富み、旧時における庭園の面影があるので、旧図により<b>純日本式庭園</b>に復旧する。樹木、岩石の配置、流れ滝、橋梁、燈籠の類にいたるまで一切を古法により組み立て、日本式の「真ノ山</li> <li>○ 東大手門入口の平地およびその南の広場は梅林と桃林を主として、岡口門から旧南の丸は桜を主景とし、これに各種の下木を配置した庭園とする。不明門から旧南丸一帯は楓を主景とし天然的庭園とする。</li> </ul>
3) 各部の設計	<ul style="list-style-type: none"> <li>7 連隊区指令部前、東横の<b>石垣の突出する部分だけは撤去し</b>、その跡には図のように桜を植える。</li> <li>10 倶楽部料理屋前の<b>石垣の一部は</b>、現在の茶屋と便所とともに<b>撤去し</b>、岡口門内からまっすぐに東の広場へ道路を通す。そして料理屋前まで桃林を連続させ、その間に歩道をつくり、かつ料理屋を見通せるように新設桃林と料理屋との間に常緑樹</li> <li>30 <b>南濠は</b>幅が狭く、かつ深く、埋没して水も汚く、むしろ<b>全く埋め立てを考える</b>が、旧濠の形跡を保存するため、浅く埋め立て道路面から5〜6尺低い畑地とし、中央以西は各種苗木圃とし、中央以東は一面にアヤメ、カキツバタを植え付け、苗圃と相通</li> <li>45 追廻門から松林に至る入口突端の<b>土堤と</b>中学校の<b>土塀は撤去し</b>、<b>鶴ヶ谷の池を埋め立て</b>。鶴ヶ池は保存したいと種々研究したが穴のよう大樹が繁茂して日陰になり、落葉が腐敗して鶴の飼養に適さない。またこの場所は人力車が通じず不便なので、<b>この池を埋め立て車が通れる緩い坂道をつくる</b>。図書館前の<b>石垣を撤去し</b>、その土で現在の道路の低い部分を埋め立て、鶴ヶ池の通路は運動場に取り込む。</li> </ul>

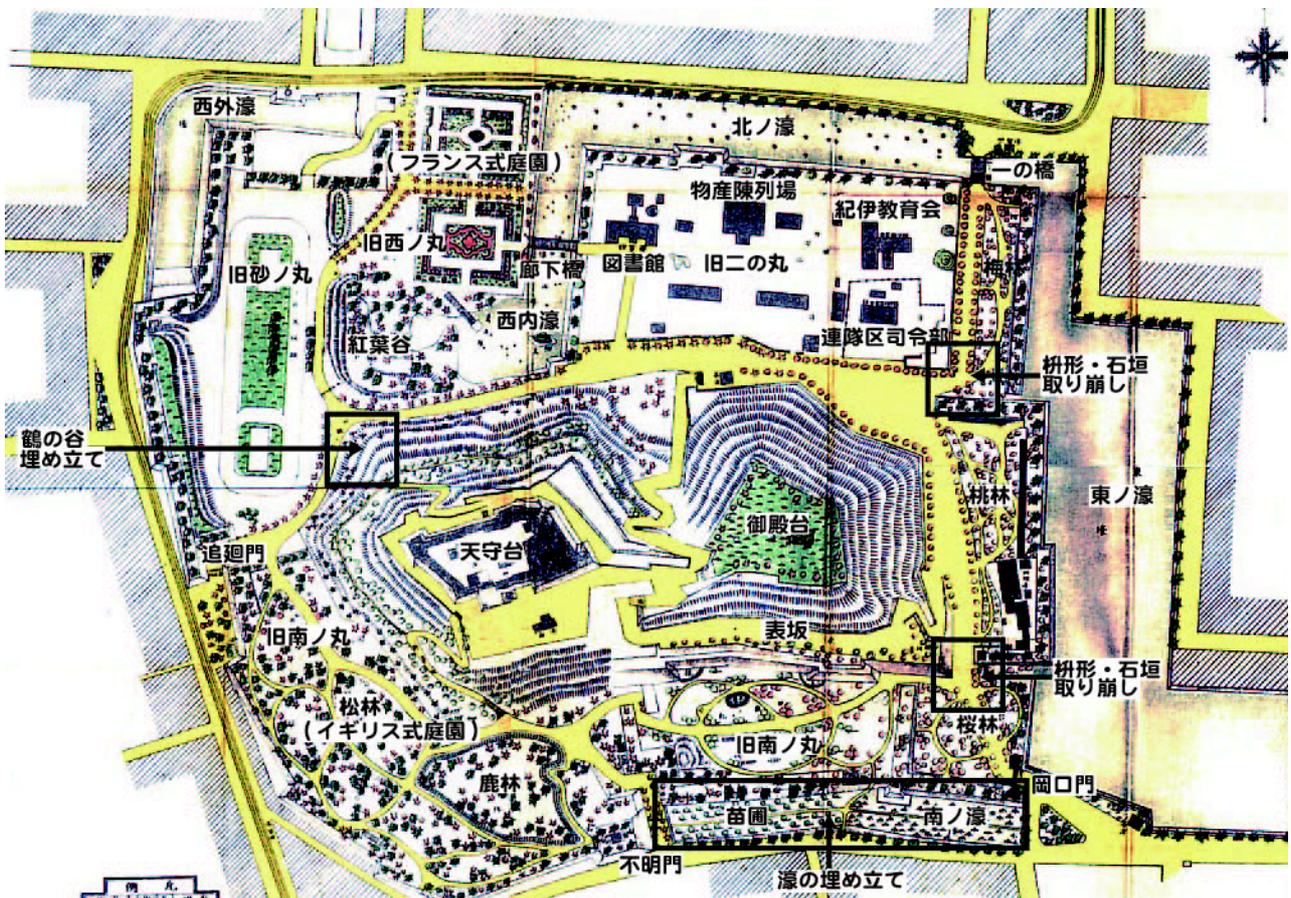


図1 本多静六による和歌山公園設計案

説明でもある。なお図1には設計図に明示されている用語を加筆している。「各部の設計」のうち、先述の方針に示されているような濠の埋め立てや石垣の取り崩しのように風致の毀損にあたる内容を含む項目を列挙すると表1のように74項目のうち4項目になる。このうちおおよその箇所を図1に加えている。なおこの他、岡口門について大規模な修繕を加えて復旧する必要がある、そのままにするならば、むしろ取り払う方が良く、との指摘もされている。

そして各部の設計の最後、74番の項目では、本公園の設計は「努めて歴史的記念物を保存しつつ」、これを公園として各局部に各々異なる特徴を発揮する方針で設計していると述べている。

本多にとっては全体としては城址のもつ風致を保存しつつも、公園として設備が必要な箇所ではそのうち一部を毀損することは仕方がないという姿勢であった。

なお既存施設では、中学校（1889年建設）のみ移転を前提とし、その跡地にフランス式庭園を整備する設計だった。

和歌山市が4月に本多による改良公園設計案を発表したことから、地元紙はその内容をそのまま連載で報じた<sup>33</sup><sup>34</sup>。こうしてより多くの市民に設計内容が知られることになった。ただしこれらの新聞には設計図が掲載されていない。

### 3. 公園設計にもとづく予算化

#### (1) 和歌山市会における予算案審議と延期

本多による公園設計が新聞でも公表された後、4月29日に常楠が熊楠に宛てて書いた手紙に、御大典記念事業調査委員会が市会に設けられ、その調査報告として、第一に公園改修、第二に公会堂建設、第三に市役所新築の3事業が挙げられたことが記されている<sup>35</sup>。そしてこの委員会が公園改良と公会堂建設を選定し、市会の承認を得て、市当局に設計起案を求めた。市当局は本多の公園改良案に基づいて予算案を作成した<sup>36</sup>。

6月、元和歌山中学校講堂で開会された和歌山市会に、御大典記念事業和歌山公園改良継続費が議案の一つとして上程された<sup>37</sup>。19日にその審議があった。議員からは5箇年継続事業にする理由や公園設計の内容などに対する質問があった。また御大典記念事業に関連して、調査委員会が公会堂建設と公園改良の二つを参事会に付したにも関わらず、公会堂は未調査で提案されないのは不都合であり、公会堂の調査が終わるまで撤回するべきとの意見があった。その後もこれに関して議論が噴出した。結局、公会堂の調査終了まで和歌山公園改良案の審議を延期し、あらためて御大典記念事業として両案を一括して市会に附議することが決まった<sup>38</sup><sup>39</sup>。

本多静六の設計をもとに予算化され、市会にその議案が提出されたが、このように審議は延期された。後述するように市会議員の常楠から本多による公園設計の内容に対する批判はあったが、設計内容の是非等の議論からではなく、御大典記念事業の面から先延ばしになった。

#### (2) 和歌山市会における予算案の再審議

この時期は市長の交替期であり、市政の仕切り直しも審議延期の背景にあった。新市長になった遠藤慎司は7月1日に和歌山に着任した<sup>40</sup>。

この市長の交替に際し、引継書の中に、「和歌山公園改良事業ニ関シテハ、曩ニ東京帝国大学農科大学教授林学博士本多静六氏ニ、其ノ計画ヲ囑托シ、当所ニ於テ設計ヲ調製シ、本年ノ御大典記念トシテ五箇年継続事業ト為シ施行ノコトニ市会ニ附議セリ」と記されていた<sup>41</sup>。本多の設計に沿った事業を進めるように引き継いでいる。この引継書を遠藤市長は7月7日付で受領した。

そして着任したばかりの市長は、開会中の市会に提出された予算案を7月11日に撤回した<sup>42</sup>。

その後市長は、公会堂建設は財政上から時期尚早などとして提案を見合わせ<sup>43</sup>、8月の市会であらためて御大典記念事業和歌山公園改良継続費に関する件を議案の一つとして提出した<sup>44</sup>。なお6月市会に上程された議案と全く同じかどうかは不明である。

新市長による市会は8月11日に開かれた<sup>45</sup>。市長は本会議への議案の提出は市長の職権であり、公会堂は市として必要を認めるが、緊急性はなく、多額の費用を要することから市民の負担も増加するので、公会堂の議案は時期を待って市会に附議することが妥当であると答弁している<sup>46</sup>。

12日の市会で、公園改良継続費は9名の調査委員に附託することになった<sup>47</sup>。これは大典記念事業という名目なので審議を非常に急いでいたからだった<sup>48</sup>。

16日の調査委員会で公園改良費3万9千余円が承認された。同時に1915年度に施行する8千余円の使途が原案通りに可決された。ただ改良案は1915年度から1919年度までの継続事業であり、1916年度以降の事業内容は、毎年決めることになる<sup>49</sup>。

24日の市会で調査委員からの報告があり、審議の結果、当該費用予算が認められた<sup>50</sup>。市会での議論の詳細な内容は、地元紙からは把握できないが、後述するようにこの市会でも常楠は反対を主張している。しかしこのように本多による公園設計案自体は承認されることになった。

### 4. 公園設計に対する評価

#### (1) 南方熊楠・常楠兄弟による批判

##### ① 南方常楠による批判

本多による公園設計が新聞でも公表された後、4月29日に常楠が熊楠に宛てて書いた手紙に、本多静六の公園設計案は一つの参考資料にすぎず、決してすべてを「盲従」することはないが、だいたいの設計はこれによるだろうと記している。そのため一部の濠の埋め立てや石垣の取り壊しが問題になると指摘している。本多の案は、城址を「歴史的記念物」として、およそ今日のまま保存するという設計であり、各所では「原形」を損壊することはなく、「公園として不便」であると思われる一、二の石垣の改廃くらいに留まるとしている。公園改修は今日の大勢として動かしたい状態であるとも記している<sup>51</sup>。

このように常楠は本多の設計案に対して、風致の毀損が問題だとしているがごく一部であると、必ずしも否定的ではなかった。この書簡には、熊楠の意見に対するコメントもあり、それ以前に常楠と熊楠の間で、公園改修に関するやり取りはあったようであるが、詳細は不明である。

本多の設計にもとづく予算案が審議された6月19日の市会では、常楠は公園設計に対して批判した。すなわち本多は来県した当日に植木屋を伴って一日公園を見ただけの調査しかせず、史蹟名勝の保存に忠実な人だと聞いていたが、石垣を壊し、城濠を埋める設計を立案しているが、市当局はこの「杜撰な設計」を丸呑みするのかと質問した。それに対し市当局者は、本多は数日間滞在し、実地の踏査を行い、帰京以来熱心に詳細な調査をしているのは感心するほどで、かつ本多のみならず川瀬善太郎も設計に携わっていると回答した。また助役は、石垣の一小部分を壊すに過ぎず、城濠の埋め立ても僅かに不明門付近を一部浅く埋め立てるものであり、城濠である痕跡は十分に認められる程度であると答弁した<sup>52)53)</sup>。

常楠は本多の踏査姿勢と風致の毀損を含む設計内容を批判した。二ヶ月を経て、本多の設計を「杜撰な設計」と評し、明確な反対意見を主張するようになった。それに対し市当局側は本多を擁護し、設計内容も風致の毀損を矮小化して容認できると答弁している。

先述のように市会での審議は延期され、その後6月28日の書簡で常楠は、市会議員たちは御大典記念事業としての公園改良を承認しそうであるが、自分は「原形」の一部を損壊しないよう主張すると記している<sup>54)</sup>。あくまで反対することを熊楠に伝えている。

その四日後にも熊楠に宛てて、これまでの市会での審議の行方を書簡にしたためた。この7月2日消印の書面では、一般議員の意向は公園改良費用4万余円を削減して通過させる見込みであると、市会の見通しを述べている。その上で、自分は変わらず反対であると記している<sup>55)</sup>。常楠は市会の情勢を懸念しながら、重ねて反対の主張を熊楠に念押ししている。

当初、常楠は本多案を全面的には批判していなかったが、その後このように濠の埋め立てや石垣の撤去にはっきりと反対する意向を表明している。この間、熊楠との意見交換があったとみられるが、詳細は不明である。熊楠は後述のように一貫して風致の毀損には反対しており、常楠は熊楠に同調したとみられる。

## ②南方熊楠による批判

常楠は市会議員という立場から市会で公園設計を批判したが、熊楠はメディアを利用して反対の論陣を張った。

その一つは総合誌『日本及日本人』への投稿である。本多静六による設計で、「旧観を改めず」、「南紀随一」の見物である和歌山城址を破壊しようとする和歌山市の計画に反対する論考が『日本及日本人』（1915年7月15日発行）に掲載された<sup>56)</sup>。

その論考で熊楠は、「古蹟と名勝が国民の感化に口筆の企

て及ぼざる力を有する」と主張し、和歌山城址を崩して平らにし、和歌山市にはまだ「不相応」な「伊太利式」「仏蘭西式」の公園にすることをやり玉に挙げた。1914年に史蹟名勝天然紀念物保存協会（以下、保存協会とする）を設立してその会長になっていた旧藩主家当主の徳川頼倫がそれに対して「一の抗議」をしていないことも指摘している。御大典の記念事業という名目を借りて、「旧領民が永々君主と仰ぎし家の開祖が建た名城を破却」することを非難した。さらにこれを「黙過する旧藩主も亦祖先に対して太た罪有り」と指摘している。

さらに同じ号の『日本及日本人』には「博士輩の出家題」と題した熊楠の寄稿も掲載された。にわかには増えている博士の学位を有する学者の質的低位を嘆いている。特に多くを本多静六の名を挙げてその言動の過ちを指摘している。自らの欧米での知見をもとに批判し、政府で重用される一方、有償で古蹟破損を伴う公園設計を行う本多を非難した。そして保存協会の評議員でありながら、「和歌山城の名城の破壊改革」を、注文さえあれば何でも計画しているとして批判し、保存協会の名を汚すと痛烈に非難した<sup>57)</sup>。なお本多静六は保存協会の会員であったが、ほとんど出席していなかったらしい<sup>58)</sup>。

7月18日に熊楠が、自身が居住する田辺の地元紙である牟婁新報社主の毛利清雅に宛てた書簡には、和歌山城址のことを和歌山実業新聞に投書したところ、紀伊毎日新聞にその論は賛成であるが、本多の個人攻撃は「不可なり」などの「駁評」が載ったと記している<sup>59)</sup>。また『日本及日本人』に論考が掲載され、「例の」「博士輩の出家題」も載ったが、「本多」からはまだ何も、一言もないと述べている<sup>59)</sup>。この書簡から、熊楠は事前に二つの論考を毛利に見せていたとわかる。本多に対する、また公園設計に対する批判を共有し、総合誌を利用した影響力を期待していた。なお『日本及日本人』に掲載された熊楠の二つの論考は、各々後日の牟婁新報にも転載されている<sup>60)</sup>。

なお「博士輩の出家題」の論考は、毛利への書簡にも記されているように、和歌山実業新聞に投稿し、7月9日付の一面トップに「博士共の出家題と和歌山城改損」と題して掲載されている<sup>61)</sup>。熊楠のこの原稿は7月3日執筆となっており、和歌山実業新聞と『日本及日本人』の双方に送っていたことになる。

## ③南方常楠による市当局、市会議員への批判と諦念

その後、先述のように7月に着任したばかりの市長が一旦は予算案を撤回したが、8月にあらためて上程し最終的には市会で議決された。常楠はそうした状況下での心情を8月17日に熊楠に宛てた書簡で次のように認めている<sup>62)</sup>。

- ・とにかく議員というのはもっぱら「事を好む連中」が多く、税金が重くなっても余り痛痒を感じない階級で、無頓着である。「史蹟保存」などのことには風馬牛でまったく耳を傾けない。
- ・先日も市会で自分が本多案について市当局が盲従することを責めたところ、専門家の意見を素人が非難すべき

でない一笑するありさまでまったくだめである。

- ・余りにばからしく、もはや戦う気になれない。

8月24日の市会で公園改良継続費が議決された後、常楠が熊楠に宛てた8月28日の消印の書簡では、濠の一部埋め立てや石垣の一部取り壊しは委員会でも可決したため、市会で反対を主張したが、その効果はなく少数にて破れたと記している<sup>63)</sup>。

このように常楠は一貫して市会で風致の毀損に反対する意見を述べたが、可決されてしまった経過を熊楠に報告し、市当局や他の市会議員をも批判し、諦念の気持ちを繰り返して伝えている。

## (2) 地元紙における批判記事

4月に本多による公園設計案が紹介され、一般市民にもそれが知られると、その内容に対する意見が地元紙にもみられるようになった。

牟婁新報は4月、「即位大典記念事業」について、形式に流されないこと、後世に苦情の種を残さないことなどを論じている<sup>64)</sup>(表2)。御大典記念事業という名目で性急に事を進めようとしていることを懸念し、公園の改良は慎重かつ十分な議論が必要だと指摘している。特に本多の名を挙げ、さらに広範な議論を呼びかけている。なお主張の根底には城址のもつ風致の保存があることは否めない。

6月の市会で公園整備の予算化によって現実味を帯びると、その公園改良案に反対する読者(片山翠波)の記名記事が二回に分けて掲載された(表2)。時代に伴う事業といえども、今日、あの「宏大な御城」ができるものではないにもかかわらず、和歌山市会は、今頃史蹟を破壊しようと企てているとして公園改良案に反対している。本多が設計

した日比谷公園などを批判し、和歌山市民ではない本多に依頼した手続きなどを非難し、和歌山城址が市民共有の史跡や風致であるため、濠や石垣などをそのまま保存することが必要であることを主張している。また旧藩主徳川家にも呼びかける一方、この案への反対者が少ないことを嘆いている<sup>65)</sup>。

その後、8月の市会で公園設計が容認されたことに対し、和歌山実業新聞にそれを批判するコラム的記事が掲載された。すなわち、公園改良案を丸呑みで通過させたことに対し、怒鳴り合ったりする暇があれば、議案をまじめに審議して欲しいと議会に注文している。また城とは建物ばかりではなく、石垣や濠をあわせた名称であり、由緒ある鶴の谷を埋没し、枳形の一部を破壊する行為は心ないやり方であると、「俗物」である議員によって市政が左右されるのは「ナサケない」として批判している<sup>66)</sup>。風致の保存を前提として、市会でそれを容認した市会議員に苦言を呈している。

同紙は後日、公園設計を批判する時事漫画を「和歌山城の暮れ言」(図2左)と題して掲載している。下駄に洋服を着て泣いている城を擬人化して表現している<sup>67)</sup>。城址の洋風公園化を風刺している。さらに同じ紙面を利用して、本多の設計案を市会が認めた以上、もはや仕方がないとして、思い切って「現代式」にしてはどうかと開き直り、提案を列挙している(表2)。本多が林学博士として植樹に積極的であるが、それでは暗く鬱陶しいとして、明るく安全で多くの人が訪れるような公園にすべきと提示している<sup>68)</sup>。

同紙はその後再び、本多の設計案を非難する論説を掲載している(表2)。まず本多が実地踏査の際、風邪をひいて「碌スッポー」に調査していないことをやり玉に挙げ、本

表2 地元紙における批判記事

意見者	牟婁新報	読者(片山翠波)	和歌山実業新聞	和歌山実業新聞
記事	論説	投稿	論説	論説
意見	<ul style="list-style-type: none"> <li>・和歌山公園に関して、もし設備を加えるとすれば、市民多数の意見だから直ちに市会の意見をそのまま採用してはいけない。</li> <li>・学者の意見を聞くにしても本多静六だけではいけない。</li> <li>・城内の石垣を一箇所取るにしても、老樹を一本伐るにしても、相当の異論は出る。</li> <li>・種々の議論を戦わせた結果、あるいは新しい設備を加えるよりも、現在のまま長く保存する方が立派な記念事業になるかもしれない。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・日比谷公園は、にわか仕立ての仕入れ物である。</li> <li>・城の石垣一つも、封建時代の築城法の好参考であり、そのまましておくのが良い。</li> <li>・川瀬も、本多も、市民が公園に要求するものを持っていない。</li> <li>・和歌山市の公園を東京にいる人に設計を依頼することが間違っている。</li> <li>・本多は軽井沢や塩原などで多くの公園を設計したようであるが、その多くは看板の一つが公園にすぎない。これらは東京の人がお客である。</li> <li>・和歌山公園は和歌山市民のものである。</li> <li>・和歌山公園が「近代庭園学」によって理想的に設計されたとしても京阪神の人が和歌山へ住宅を移すわけではない。</li> <li>・本紙で本多の設計を読んで好きではなく、この案に根底から反対する者がいないのは悲しい。</li> <li>・本多は有名な名木保存主義者であるので、同じ意味の石垣や濠を破壊するのは矛盾ではないか。</li> <li>・旧藩主徳川家はどのように感じるのか。</li> <li>・古城はいつもながらの古城でなければならない。それが古城を有する市民の誇りであり、務めである。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・明るい公園にして欲しい。やっためたらに樹木を植え込まれてはますます鬱陶しい。</li> <li>・現在でも女子の一人歩きは危険で、公園の神聖を汚す不届き者がいるのは明るい公園ではないからである。</li> <li>・本多は林学博士だからしきりに樹木に細かいが、もし設計者が工学博士ならば建築物の要求があつたであらう。</li> <li>・明るい公園にするには、なるべく園内に多くの建築を建てず、適当な位置に適当な家屋を配置し、公園内に理想的な新市街をつくるのも一趣向である。</li> <li>・公園をつくる以上、多くの人が訪れるように設備すべきであり、本多の設計では物騒で人が来ないので多額の費用をかけても意味がない。</li> <li>・公園には電灯、ガス灯を設ける。</li> <li>・日比谷公園から松本楼を除くと、実に無愛想、殺風景になる。和歌山公園にも和歌山倶楽部があるが、一向に振るわないのは惜地料が高いことも一因である。</li> <li>・ピヤホールやカフェを歓迎し、別荘も可とする方針で、雅量を示して開放する。</li> <li>・こうした公園の体面を尊重する営業者に市は地代を取らないばかりか、多少の補助金を交付しても良く、期限を長くしても良い。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・本多が公園改修案の立案のため和歌山を訪れた際、あいにく風邪をひき旅館で寝込み、「碌スッポー」に調査もしないで、「粗末至極」な設計をした。</li> <li>・改修案では見付けの石垣を取り崩して自動車道をつくり、岡口門を破却し、由緒ある鶴の谷を埋没し、濠を埋めて花畑、西洋風の花壇をつくるのは実に乱暴である。</li> <li>・遊覧者はまず見付けに感心する。「天主閣」が存在する限りは、これに付随する城壁はむしろ丁寧に保護すべきであり、見付けがあつて道路が屈曲するのが面白く、これを直線道路にすることにどれだけの価値があるのか。</li> <li>・由緒ある鶴の谷の破壊は論外であり、岡口門の取り崩しや城濠を埋めて花畑にする必要はない。</li> <li>・洋風の庭園をつくることは不調和極まりなく、花壇を設けても多額の維持費がかかる。</li> </ul>
参考文献	牟婁新報(1915年4月28日付)	和歌山実業新聞(1915年6月26日付夕刊、6月25日発行、6月29日付夕刊、6月28日発行)	和歌山実業新聞(1915年9月11日付夕刊、9月15日発行)	和歌山実業新聞(1915年9月16日付夕刊、9月15日発行)

多による公園設計を「粗末至極」と酷評している。石垣や岡口門の取り崩し、鶴の谷の埋没、濠を埋め立てた後の花畑や西洋風花壇の設置を「愚案の極み」と批判した。その背景には、「賢明な知事」が、「和歌山公園は古城址の面影を保存してこそ尊重」すべきと発言したことがあった。遊覧者はまず一の橋を入れて石垣のある見付けに感心し、そこで通路が屈曲することが面白く、「天主閣」が存在する限りは、こうした付随する城壁はむしろ鄭重に保護すべきと指摘している<sup>69)</sup>。近世城郭のもつ動線の複雑さ、それを構成する石垣による柵形の価値を評価し、「天主閣」に加えて、濠や城門など、風致の保存を主張している。同紙は、知事の見解を裏づけとして従来の主張を重ねた。

こうした知事、市長、本多の関係を、「公園改修無用」と題した時事漫画として同日の紙面に掲載した(図2右)<sup>70)</sup>。本多の公園設計とそれを容認した市長の予算化を愚行として表現している。

なお本多による公園設計案に対して明確な反対を主張しているのを確認できた地元紙は和歌山実業新聞だけだった。

### (3) 公園設計に対する批判の対象

設計内容に対する批判の対象は大きく二点あった。

一つは、濠の埋め立て、柵形や石垣の取り崩し、鶴の谷の埋め立てという風致を毀損することに対する批判である。熊楠、常楠兄弟や地元紙は、特にこの点を批判し、後述するように知事もこのことを問題視している。和歌山城址に地域固有の拠り所、共有財としての価値を見出し、その特徴的な空間の毀損に対する抵抗感があった。

本多は公園整備において園路の配置を優先し、不都合な柵形や石垣を除却する計画にしている。特に一の橋から公園内に入る通路は、直線状に設定され、柵形等による屈曲の箇所を除却している。本多は城址内にあるいくつもの柵形をすべて保存することには否定的であり、保存を設計の前提にはしていなかった。濠に関しては埋め立てが問題視されたが、残りの濠は単純に保存するというのではなく、浚渫も計画していた。その浚渫した土砂で、南側の濠や鶴の谷の埋め立てをする予定にしていた。これらの埋め立ては周囲の土地の高さにあわせて平坦にするのではなく、低い位置までの埋め立てで、いわゆる空堀にして、かつての痕跡は残す計画だった。南側の濠は、その空堀に公園内の花壇に植える花の苗圃を計画していた。

このように本多は公園としての整備や管理を相互に関連づけた設計を志向していた。史跡としての空間履歴や風致の保存を最優先にはしていなかった。藩政期から残る岡口門について、老朽化が甚だしく、相応の修繕を求めたが、それができないならば取り壊す方が良くと指摘するように、保存よりも管理を重視する姿勢があった。

もう一つは、イタリア式やフランス式の庭園という洋風公園化に対する批判である。熊楠はまだ和歌山市には不相当だとして非難しているが、地元紙が擬人化した風刺画で表現しているように、城址というわが国固有の歴史を有する場に西洋式庭園は不釣り合いという批判である。また地元紙には、花壇に植える花の養生や維持管理には労力や費用がかかることが問題点として指摘する記事もあった。

こうした批判対象を含む公園設計案を、常楠は「杜撰な設計」、地元紙(和歌山実業新聞)は「粗末至極」「愚案の極み」と酷評した。

## 5. 和歌山県知事の不認可と公園整備計画の変更

### (1) 和歌山県知事による不認可と和歌山市の動向

和歌山市が1912年に内務省から和歌山城址の払い下げを受ける際に、その条件として土地または附属物の原形を変更しようとする場合は、必ず知事の認可を受けることになっていた<sup>71)</sup>。和歌山市はこの条件に基づき、市会での決議を経て、公園設計案を県庁に許可を申請した。

それに対し、鹿子木知事は、市の公園改良事業の第一期にある道路敷設のための柵形と石垣の撤廃、鶴の谷の低地部の埋め立て等、「原形」の毀損は不相当として、公園設計に許可を与えず、市会に再考を要望して、実質的にこの案を却下した<sup>72)</sup>。知事はかつての払い下げ時の条件を盾に、風致の毀損を伴う公園改良を認めなかった。

本多による公園設計を一貫して批判していた和歌山実業新聞は、知事によって不認可になったことは器量を下げた証しであると評した<sup>73)</sup>。

一方、和歌山市側には、県がかつて城址の石垣を取り払い、一部の濠を埋め立て、城址に不調和な「ペンキ塗り」の物産陳列場を建てたことも不当であり、県による「公園監督方針」は矛盾していると批判する声もあった<sup>74)</sup>。また市長は、知事の不認可に憤り、「知事を相手取って行政訴訟」と吹聴したが、これは条件付きの払い下げだったことを知らなかったからだ<sup>75)</sup>。

その後も市当局や市議員の中で公園の改良について継続して検討がされた。市会側は、一部には原案に修正を加えて改良を遂行すべきという意見もあるが、多くは原案を撤回し、御大典記念としては他に適当な事業を選択すべきという意向が強かった。ただし市当局はそれを容易に受け入れることはできなかった。御大典期に市民や外来客が最も多く集合する和歌山公園を現状のままに放置はできず、積極的な改良はできなくても、中心部の手入れ、あるいは出来る限りの清掃を行うことは必要なので、その案を次の市会に提出する見込みであると報じられた<sup>76)</sup>。

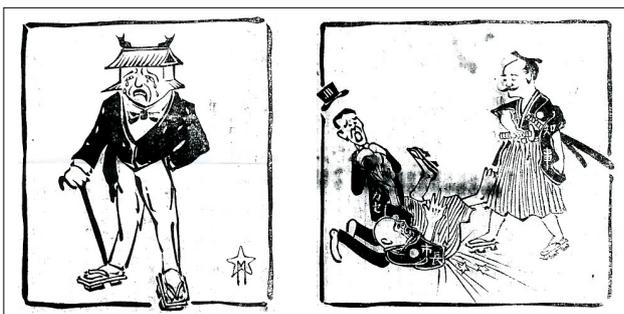


図2 時事漫画(和歌山実業新聞)

本多の公園設計案を一貫して批判した和歌山実業新聞は、公園改修案は根底から無茶であり、もし一部を修正すれば、なおさらつまらないものになると述べている<sup>77)</sup>。

### (2) 和歌山市会での予算案審議

御大典記念事業として諸種の公園整備を対応を検討していた和歌山市は、県の指揮命令を請う必要がないように「旧形」の変更を伴わない改良にする方針を決め、市参事会、そして市会に賛同を求めることにした<sup>78)</sup>。

そして和歌山市は市会に「御大典記念事業和歌山公園改良継続費更正議案」を提出した。これは8月24日に市会で議決された御大典記念事業和歌山公園改良継続費の執行を取り消し、1915年度の臨時歳出公園費を更正し、御大典記念事業として和歌山公園の設備をなすものである<sup>79)</sup>。

つまり既に議決した五箇年継続事業を取り下げ、あらためて1915年度の予算のみを計上した。第一年度支出分として既決された予算8千余円を、総額を変えずに整備内容を変更した。すなわち工事費、施行費等を多少変更して、「公園の原形」を破壊しない程度に本多案を「取捨、塩梅」することにした<sup>80)</sup>。「原形」を毀損しない範囲で天守付近に桜、楓を植え、従来の道路を修繕する計画になっていた<sup>81)</sup>。

10月27日の市会で市長が説明した提案理由の概要は表3に示す通りである。知事の認可を必要としないように、公園設計案から「原形」を変更せず、かつ御大典記念事業になりうる事柄を選択し、単年度事業として予算化を図ったとしている。

このように市長は御大典記念事業を前提とした公園改良として理解を求めた。この市長の説明のあと、議員から質問や意見が続いた。

議員からは、県が不認可したことに対し、県自身が先に濠の一部を埋め立て、一部の石垣を破壊していることを挙げて批判する意見があった。また陸軍省が城址を管理していた時期にも、軌道敷設のために石垣を壊し、濠を埋め立

てたこと、一の橋を土橋に架け替えたことが質疑で明らかになった。このように県が「旧形保存」を盾にした不認可への抵抗意識が市会には残っていた。

そして提出された予算で実施する整備に関しては、本多による公園設計との関係やその具体的内容について質問や意見が続出し、それに対し市長は表3のように「熱心に」答弁した。市長は、本多が慎重に公園設計案を作成したこと、「旧形保存」のことは念頭になかったこと、継続事業にすると県の認可が必要になること、植樹を中心とした整備になることなどを補足して説明した。また一の橋の架け替えは、本多の設計通り石垣を一部撤去しなければいけないので、実行しないと加えている<sup>82)</sup>。

このように議論が百出したため、議長は一時休憩を宣言した。再開後、議長は調査委員への付託を提案した。賛成する意見はあったが、8万市民の代表者が慎重審議を重ねて市会で決議した和歌山公園改良案に対し、県当局が再考するよう通牒があったくらいで工事の内容を変更するのではなく、知事に談判すべきと、強硬な意見も出された。議長は、それを遮り、会議規則によって調査委員9名を選出した<sup>83)84)</sup>。

### (3) 調査委員による検討と知事の意向

和歌山市会の調査委員たちは翌28日夜に協議し、29日10時に県庁で知事の意見を聴取した。知事は表3に示すような意見を開陳した<sup>85)</sup>。知事は枳形、石垣、濠などの風致の価値を訴え、その毀損は再考すべきと主張し、「現形」を保存するのであれば、以前の改修案を許可する意思を表明した<sup>86)</sup>。

知事の意見を聴取した各委員はだいたいにおいて知事の意見を了とした。委員たちは29日午後にあらためて協議し、今回の更正案を否決し、本多による公園設計案の中で「旧跡」を毀損する部分を削除して前予算を復活する方針を決め、同日夜に市会を招集して報告することにした<sup>87)</sup>。

表3 和歌山市長の説明及び和歌山県知事の意見

	和歌山市長の提案理由	和歌山市長の答弁	和歌山県知事の意見
機会	和歌山市会(1915年10月27日)	和歌山市会(1915年10月27日)	和歌山県庁(1915年10月29日)
内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>御大典記念事業として公園改良を計画し、市会の決議を経たことから、その許可を得るために監督官庁に提出したが、原形を変更する数ヶ所の設計は史蹟保存の趣旨に反することから、市の再考を求めるとして、これを却下した。</li> <li>すなわち本年度の計画である一の橋の架設、石垣の一部破壊、鶴の谷の埋め立て等の土木工事ができないのみならず、五年計画の大部分は実行できない。</li> <li>しかしこの公園改良事業は長い間の懸案で、委員においても熱心に取り調べた事業であり、これを全く実行しないことは御大典記念ということからもありえない。</li> <li>そこで当局としては、原形を変更しない程度で、かつ御大典記念になりうる事柄を先の案から選択した。</li> <li>すなわち植樹事業を中心とし、その他、公園全体の点灯、掃除等を加えた。</li> <li>それによって鶴の谷の埋め立て、城濠の浚渫等の事業はしない。もともと城濠の浚渫は旧形の変更ではないが、計画では浚渫した土砂で鶴の谷を埋めることになっていたので、埋め立てが不許可なので、浚渫もできなくなった。</li> <li>一の橋の架け替え、紅葉谷の階段、図書館付近の橋、花壇、生垣等の建設、鹿、猿、水禽、金魚等の飼養も実行できなかった。</li> <li>8千余円の予算で、監督官庁の許可が必要ない範囲で実行できるもののみを選択した。</li> <li>番小屋の移転は、その許可を受ける必要だけである。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>先の公園改良案は一朝一夕にできたものではなく、本多を招聘して慎重に審査した結果である。</li> <li>市民一般の希望であり、なら故障はないと信じている。</li> <li>したがって旧形保存等のことは、当時あまり念頭に置かず、そのまま提出した。</li> <li>また旧案によれば計2万3~4千円は地形変更に関係するものである。</li> <li>今回の新案では5年度の動物はやめ、4年度までのものをひとまとめにして、その中で実行できるもののみを抜粋した。</li> <li>継続事業にすると、市制によって監督官庁の認可が必要になるので、一年限りの予算にした。</li> <li>案の内容は、植樹に重きを置き、道路排水、点灯、井戸の鑿井、便所の改良、ベンチの設置等を行う。植樹はかえって前案より多くなった。「天主閣」周囲の植樹も実行する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>本問題は原則としてまず市調査委員と同意を得たい。</li> <li>名勝旧蹟は容易に破壊すべきではない。</li> <li>西洋でも歴史上の旧蹟を破壊したこともあるが、現今においては保存することで一致し、古木廃舎といえども歴史上の由緒があれば慎重な注意を払う。</li> <li>日本のように世界でも特別な歴史を有する国において、歴史上の名勝旧蹟は最も注意を要する。</li> <li>旧藩主家徳川頼倫侯爵は史蹟名勝天然記念物保存協会を組織して活動している。</li> <li>日本固有の築城法では、城の枳形は最も大切なもので、これを撤廃すると裸城となり、城としての価値を失墜することになる。</li> <li>丸の内の京橋等にあった城門は交通上の必要から撤廃したが、城内は公園で道路ではなく、枳形があれば公園ではないという理由はなく、それを保存することは当然である。</li> <li>石垣の保存も至当である。</li> <li>人間の生命には限りがあるが、名勝旧蹟は国の宝として永久の生命を有する。</li> <li>一の橋前の袖垣、司令部及び倶楽部前の枳形、陳列館前の石垣、鶴の谷及び三年坂の空濠の埋め立て等の現形を破壊することは再考すべきである。</li> </ul>
参照文献	和歌山タイムス(1915年10月29日付)		和歌山新報(1915年10月30日付)

#### (4) 和歌山市会での議案の否決と復活

さっそく29日夜に市会が招集された。公園改良問題について調査委員から知事との会見の報告があった。審議の結果、市長から提出された、①1915年度の臨時歳出公園費8千5百円の更正案と、②先の市会で決議した五箇年継続事業を取り消す議案の両方を否決した。そして先に本多の設計による五箇年継続事業の改修案の中で、枅形と石垣の破壊、および三年坂の城濠の埋め立てを取りやめ、「古形保存」のために若干の修正を加えて、当該改修案を復活することになった。公園の面目は一新されると報じられた<sup>88)</sup>。

こうして和歌山公園改修案は五箇年計画を復活し、従前の予算を一部修正して実行することになった。新聞に掲載された改良計画の内容を箇条書きにすると表4の通りである<sup>89)</sup>。ほぼ本多が設計した内容に重なるが、濠の埋め立てや石垣の取り崩しといった風致を毀損する行為はなくなった。一方、「英国式庭園」や「仏国式庭園」といった洋風庭園の計画はそのまま実施することになった。

この市会での議決を受け、常楠は熊楠への書簡で、市会の動向や調査委員と知事とのやりとりなど、一連の動きを説明し、その結果、設計はおおいに変更をきたし、本多の設計は「骨抜」に終わったと報告している。自分の考えの通りになったことで、他の市会議員から「卓見」だと称されたことも付け加えている<sup>90)</sup>。

こうして本多の設計案から風致を毀損する一部の事業を

表4 公園改良の内容

公園改良の内容
・天守及び御殿跡は綺麗にして修繕し、今日のまま保存する。
・城山の西方の松林一帯の平地はもっぱら自然式庭園、すなわち英国式庭園の方式により、現在の松と新たに加える楓を主景とし、その一部を山地を分けて鹿林とする。
・城山地方の平地は仏国式庭園として規則正しく区別した花壇をつくる。
・馬場跡は運動場として師範学校、中学校、小学校等の運動場を兼ね、大集会の用に供す。
・紅葉谷は純日本式庭園に復旧して樹木花石を配置、流水滝、橋梁、燈籠の類に至るまで一切、古式によって組み立て、日本式の山水庭の模範を示す。
・東大手門入口の平地及びその南の広場は梅林や桃林を主とし、岡口より南の丸は桜を主景とし、これに各種の下木を配置する庭園にする。
・大手門、今の電車停留所の一の橋は公園の玄関として適当でないので、擬宝珠欄干の板橋に復旧する。
・公園外濠の松樹の空いたところには中松を補植する。
・現在の公園監守者宅は排除する。
・桜並木の東の一帯は梅林とする。
・公園監守者宅の東の土堤には外側の石垣から3尺ないし9尺離して、5~6間置きに松を補植し、その間に梅を配し、公園濠の外を通過する人にも土堤の松の緑の間から梅の香りを楽めるようにする。
・山の裾にある石垣にはツツジ、キリシマ、シバサツキ、を石垣の間の隅に植える。
・東方の陳列場前あたりの石垣から北方へ、また鶴の谷石垣から大手門に至るまでは八重一重のヤマブキ、西方は秋の七草、岡口門及び南の丸には桜を植える。
・石垣上に松を5間おきに、その間に梅を挟む。
・南の丸一帯の平地は主として児童の遊戯場の設備をなす。
・西北隅の石垣に沿って猿類の飼養場を設備する。これは奈良陳列館前のものを参考にする。
・公衆が登る石垣の上は危険なので土堤の上には生垣を設ける。
・城濠はその腐敗を防ぎ、清潔を保つため、平均深さ2尺を浚渫し、常に5尺以上の水を湛える。
・北濠一帯は現在のように蓮池にする。
・東濠は蓮を除いて漫々たる大潮として、鯉や鯪を飼養し、アヒルやガチョウ類を放養する。
・濠の水源として紅葉谷の現在の井戸を掘鑿し、山上にタンクを設けて、電力を使用してタンクの水を岩の間から流出させて小さい滝状にし、その下を流水滝状にして紅葉谷の谷に注ぎ、一方運動場道に花壇の用水とする。
・西方一帯の松林中に楓や山桜を植える。
・松林の一部に小丘を抱いて鹿林をつくり、鹿を飼養する。
・元中学校運動場の松並木を中心にして周囲300mの運動場を設け、子供用に100mの運動場を設ける。
・紅葉谷には現在の木石に、ソナレ、オニシダ、楓、ツツジ、その他の下草を配し、橋を架し、谷を洗い出し、タンクの水を岩間から流出させる。

参考文献：和歌山タイムス、1915年11月7日付

除いて、五年間で段階的に整備されることになった。

#### 6. 公園整備の進捗

##### (1) 1915年度の工事着手

1915年11月8日、和歌山公園改良工事の起工式ならびに物産展覧会の開場式が市役所内庭で挙行された。いずれも御大典記念の事業である。起工式では工事の地鎮祭が行われ、市長が式辞を演説した。そして知事の告辞が代読され、工事完成の暁には市の美観を添えるのみならず、市民の共同娯楽場として保健の向上に資することなどから、所期の目的を達成することを望むとあった<sup>91)</sup>。

この日から11月25日まで公園内の仮施設で物産展覧会が開催された。多くの人々が訪れる中、公園の改良工事は進められた。園内に排水路が築造され、一の橋の改築工事も発注された。この橋は封建時代に架けられていた時のように青銅製の擬宝珠10個が取り付けられることになっていた<sup>92)</sup>。

1915年度事業として約四ヶ月間で表5のような整備がされた<sup>93)</sup>。新聞報道によると、まず市役所裏の紅葉谷<sup>3)</sup>から着手し、長年世に埋もれていた勝地が再び現れた。老樹や泉石があり、紅欄の橋が高く架かるなど、早くも公園の一部の面目が一新された観があった。さらに和歌山倶楽部の北にある招魂祭場の空き地一帯に花壇が設けられ、岡口門のあたりに梅、桜、桃の林が設けられた。一の橋は、従前の土橋は撤去され、擬宝珠付きの欄干の土橋が4月に入っても工事が続いていたという<sup>94)</sup>。

##### (2) 五箇年継続事業の進捗

1915年度からの五箇年継続事業における年度ごとの事業計画は表5の通りであった。中でも1917、1918年度に行われる城濠の浚渫は費用のうち最大だった<sup>95)96)</sup>。

個々の事業箇所は特定できないが、植樹、花卉栽植や植物園、地均しや排水路、生垣や鉄柵などが五箇年計画で段階的に整備されることになっていた。石垣の取り崩しや濠の埋め立ては含まれず、濠の浚渫は予定された。

1916年6月の公園工事の状況が地元紙で次のように報じられている<sup>97)</sup>。

- ・工事開始以来、今日まで最も面目を一新したのは、和歌山市役所裏で県立図書館西側の紅葉谷で、旧泉池に修理を加え、紅欄の橋、飛泉など、緑樹の間に隠見し、公園内の絶勝の境になった。
- ・同泉池の修築は1915~1916年度の継続事業だが、ほとんど完成している。
- ・そこで市庁舎構内と区画するため、近く市庁舎の南側に生垣をつくり、さらに裏門を設けて出入りの便を良くし、一般に開放する予定になっている。
- ・一の橋付近は梅林の手入れ中で、それより南には桃林、さらに南の岡口門内に桜林、門外に芝生を施す。
- ・旧西の丸の大運動場は道路との境界に松その他の樹木を植栽し、6間幅の入口を2箇所設ける。
- ・本年度内に各種運動器具を備え付け、テニスコートや

150～200mのレース場も設ける。

- ・天守も朽腐した箇所を修理中で、ほとんど完成している。
- ・園内は周囲に幹線道路を開き、幅員は広いところで7間、狭いところで3間ある。

このように一年足らずであるが順調に整備が進んでいることがわかる。

また1917年度の公園改修予定が同年1月の新聞に掲載された<sup>98)</sup>。それによると濠全部を浚渫し、現在ある蓮を整理して洋々たる池水を湛え、市役所裏の空地に西洋型大花壇の設置、鶴の谷付近の造庭、天守下に天然植物園の設置、石垣上に生垣の設置、運動器具の増設、紅葉谷入口門の新設などが計画されていた。

これは五箇年継続事業における当該年度の予定(表5)と同様であり、3年目もほぼ予定通りに進んでいたとみら

表5 五箇年継続事業

年度	内容
1915年度(事業済み)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市役所裏の紅葉谷の勝地の手入れ</li> <li>・和歌山中学校の一部で埋もれていた泉池を復活</li> <li>・葉山泉水の高欄の橋を架橋</li> <li>・一の橋は土橋を撤回し、擬宝珠付きの欄干の木橋を架ける(工事中)</li> <li>・招魂祭場の荒寥した空地に花壇を設置</li> <li>・桃、桜の林</li> </ul>
1916年度	<ul style="list-style-type: none"> <li>・道路及び排水路</li> <li>・南の丸遊戯場盤均し</li> <li>・砂山設置(百坪、高さ平均1間)</li> <li>・井戸新設(松林内ポンプ付)</li> <li>・運動用器具設置(各種8個新設)</li> <li>・天守修繕</li> <li>・紅葉谷裏境設置</li> <li>・全国ベンチ設置(長椅子百個、丸椅子50個、傘亭2個)</li> <li>・行道樹及び庭木栽植(桜、桐、梅、桃ほか)</li> <li>・花卉栽植(ツツジ、ヤマブキ、秋草ほか)</li> <li>・片岡町苗圃整地</li> <li>・草花種苗</li> <li>・温室建造(5坪、無加熱装置)</li> <li>・御殿台下崩壊崖防止工(長さ8間、高さ3間)</li> <li>・全国手入れ</li> </ul>
1917年度	<ul style="list-style-type: none"> <li>・天守台周囲、天然植物園つくり(148間)</li> <li>・市役所裏大花壇築造(750坪)</li> <li>・全国行道樹樹植え込み</li> <li>・東北及び西内濠浚渫(面積約1万坪、現在よりさらに深さ1尺)</li> <li>・鶴の池浚渫(面積160坪、深さ4尺)</li> <li>・全国花卉栽植</li> <li>・御殿跡芝生つくり(984坪)</li> <li>・砂の丸石堤上生垣設置(165間)</li> <li>・鶴の池西内濠鑿井</li> <li>・紅葉谷水槽及びポンプ設置</li> <li>・全国手入れ</li> </ul>
1918年度	<ul style="list-style-type: none"> <li>・全国鉄柵建造(栽植区の周囲その他)</li> <li>・東北及び西内濠浚渫(前年度継続)</li> <li>・南の濠地均し(面積1,400坪、溝付き地均し)</li> <li>・西外濠地均し(1,050坪)</li> <li>・西内濠蓮浮植え込み(百株)</li> <li>・紅葉谷、鳶魚閣建造(2間四方、廊下12間幅1.5間)</li> <li>・西内濠、廊下橋架設(長さ90尺、内法幅12尺)</li> <li>・高石垣四阿建築(桁行3間、梁間2間)</li> <li>・全国手入れ</li> </ul>
1919年度	<ul style="list-style-type: none"> <li>・岡口門、門改造(梁間2間、桁行4間)</li> <li>・南の丸、鹿飼養場(周囲80間、高さ7.5尺、鹿3頭)</li> <li>・猿飼養場(17坪、猿20匹)</li> <li>・小禽飼養場(16坪、水禽30羽)</li> <li>・東の濠水禽放養(ガチョウ、アヒル8羽)</li> <li>・旧南の丸小鳥及び飼養場(1坪、各種小鳥百羽)</li> <li>・東濠鯉魚放養(12,000尾)</li> <li>・旧南の丸藪抜け遊び(25坪、生垣植え込み)</li> <li>・全国手入れ</li> </ul>

参考文献: 大阪朝日新聞・紀和版、1916年4月6日付  
紀伊毎日新聞、1916年4月2日付、5日付

れる。特に濠の浚渫は、同年11月頃に市役所東方及び一の橋付近で着手し、翌年4月までに大半の工事を終える予定で、現在の深さより2尺くらい浚渫するとして、具体的な予定も報じられた<sup>99)</sup>。

五箇年継続事業は1919年度までであるが、1917年度以降の公園整備に関する詳細な関連記事を確認することはできなかった。少なくとも中途段階ではほぼ計画通りに事業は進んでいたとみられるが、これらの事業計画が完遂したのかどうかは判断できない。

なお1929年3月現在の「和歌山公園平面図」(縮尺1:750)が残され<sup>100)</sup>、確認することができた。それを見ると、城山を囲むように配置されている梅、桃、桜、松の林と園路は、ほぼ本多の設計通りに整備されている。なお批判の対象になった枳形と石垣は残されている。一方、南側の濠は1925年に埋め立てられ、「教材園」と子どもの遊具などが設置されている。これは本多の意向に沿った整備といえる。またこの平面図にある濠や林の名称が本多の設計図の記載と同様であることから、その意味でも本多の設計を下敷きにした整備がされたことがうかがえる。本多の設計では、中学校の跡地にはフランス式庭園として花壇が計画されていたが、この校舎が市役所として利用されたことからこの庭園はできていない。ただし物産陳列場に代わり洋風建築の商品陳列所が1920年に建設され、その前庭は円形の花壇を中心に左右対称のフランス式庭園が整備されており<sup>101)</sup>、本多の志向が取り入れられたといえる。なお本多が埋め立てを計画した鶴の谷の状況は平面図からは把握できない。

## 7. まとめ

和歌山城址の公園を管理していた和歌山市から公園設計を依頼された本多静六は1914年の年末から和歌山に滞在し、実地踏査を行い、帰京してから設計案を作成した。

本多による公園設計では濠の埋め立て、枳形や石垣の除去など、風致を毀損する内容を含んでいた。またイタリア式やフランス式の庭園なども組み込まれていた。

この公園設計案が新聞などで公表されると、こうした風致の毀損や洋風公園化が批判にさらされた。南方熊楠と常楠の兄弟は、それぞれメディアや和歌山市会でそれを痛烈に非難し、地元紙の一部もそれを問題視した。

和歌山市は本多によるこの公園設計案を受け入れ、忠実に実施に移行しようと、予算案を上程した。その後、いったんその議案を撤回したが、あらためて市会に再提出し、議決された。こうして市会も公園設計案を受容した。

しかし和歌山県知事は、和歌山市が城址の払い下げを受ける際の条件を盾に、風致の毀損を含むこの設計案を認めなかった。そのため和歌山市はその対応に迫られ、結局、風致の毀損を除いた公園設計をもとに五箇年継続事業としてあらためて予算化され、その事業計画通りに、公園整備が始められた。

このように城址の公園化にあたってその設計に風致の毀損が含まれると、それに対して設計を依頼した管理・運営

主体は容認する一方、識者や地元紙の一部、また事業の許可権者から批判されるという対立した評価があったことがわかった。維新以降、城址では漸次的に風致の毀損が進み、公園化においても風致が毀損される事例はみられたが、このように風致の保存と毀損をめぐる議論が生まれ、公園整備の予算化が二転三転し、結果的に風致の毀損が阻止され、保存された例のあることが明らかになった。

#### 【補注】

- (1) 川瀬善太郎は紀州藩主徳川家の江戸屋敷で生まれ、その後和歌山に居を移し、和歌山師範学校を卒業した。小学校で教鞭をとった後、東京山林学校に入学した。この大学で4歳年下の本多静六と同級生になり、一緒に卒業した。その後も東京帝国大学農科大学で同僚となり、この和歌山公園の設計時は二人とも同大学教授であった。(中村賢太郎(1962)「本多静六先生」、島田錦蔵(1962)「川瀬善太郎先生」『林業先人伝』、pp335-372, pp415-463, 日本林業技術協会)
- (2) 1915年7月発行分の紀伊毎日新聞は図書館等で保存が確認できず、そのため「駄評」の記事を裏付けることができない。
- (3) 現在では「紅葉溪」庭園と呼称されている。

#### 【参考・引用文献】

- 1) 小坂立夫(1932)「日本の城址公園」、庭園と風景 14(2), pp60-64
- 2) 小濱浄鐘(1924)「我が國公園の現状」、『都市と公園』成美堂、pp1-22
- 3) 森山英一(1970)「名城と維新-維新とその後の城郭史-」日本城郭資料館出版会
- 4) 森山英一(1989)「明治維新・廃城一覽」新人物往来社
- 5) 松浦茂樹、島谷幸宏(1986)「我国城下町都市における水辺空間とその変遷」、水利科学 168, pp17-37
- 6) 米島万有子(2011)「マラリア防疫を目的とした濠の埋め立てによる歴史的景観の改変-彦根城の遺構「濠」をめぐる行政と地域住民の論争に着目して-」京都歴史災害研究 12, pp31-39
- 7) 野中勝利(2013)「近代の小田原城址における濠の埋め立てをめぐる議論の構図」都市計画論文集 38-3, pp495-500
- 8) 野中勝利(2015)「近代の秋田(久保田)城址における公園設計・改良設計後の秋田県による公園整備の経過」ランドスケープ研究(オンライン論文集) 8, pp45-57
- 9) 野中勝利(2016)「岩手県による岩手公園の整備と維持管理における長岡安平による公園設計の受容性」都市計画論文集 51-1, pp108-117
- 10) 熊谷洋一、下村彰男、小野良平(1995)「マルチオビニオンリーダー本多静六：日比谷公園の設計から風景の開放へ」ランドスケープ研究 58(4), pp349-352
- 11) 渋谷克美(1996)「全国各地の公園設計と本多静六」本多静六通信 7号, pp7-12, 本多静六博士を記念する会
- 12) 佐藤征弥ほか12名(2012)「徳島公園(徳島中央公園)の造園設計について-日比谷公園及びザイファースドルフ城との比較-」徳島大学地域科学研究 2, pp42-54, 徳島大学総合科学部
- 13) 野中勝利(2015)「徳島城址における公園整備の初動期の経過と本多静六による公園設計との関係」都市計画論文集 50(2), pp260-271
- 14) 和歌山市編(1920 増補再版)「和歌山史要」p119, 和歌山市役所
- 15) 渋谷克美(2002)「設計当時の面影を残す和歌山園」本多静六通信 13,

- pp9-12, 本多静六博士を記念する会
- 16) (1915)「和歌山公園設計案」和歌山市役所
- 17) 雲藤等(2012)「南方熊楠と和歌山城保存運動」地方史研究 62 巻 1 号, pp24-40, 岩田書院
- 18) 和歌山市役所(1915)「序」『和歌山公園設計案』pp1-4, 和歌山市役所
- 19) 和歌山新報, 1914年12月17日
- 20) 本多静六(1915)「緒言」『和歌山公園設計案』、pp1-2, 和歌山市役所
- 21) 和歌山新報, 1914年12月17日
- 22) 本多静六(1915)「緒言」『和歌山公園設計案』pp1-2, 和歌山市役所
- 23) 和歌山新報, 1914年12月17日
- 24) 和歌山市役所(1915)「序」『和歌山公園設計案』pp1-4, 和歌山市役所
- 25) 本多静六(1915)「緒言」『和歌山公園設計案』pp1-2, 和歌山市役所
- 26) 本多静六(1952)「本多静体験八十五年」p162, 大日本雄辯会講談社
- 27) 野中勝利(2015)「近代の徳島城址における公園化の背景と経過」都市計画論文集 50-1, pp69-80, 日本都市計画学会
- 28) 本多静六(1915)「緒言」『和歌山公園設計案』pp1-2, 和歌山市役所
- 29) 和歌山市役所(1915)「序」『和歌山公園設計案』pp1-4, 和歌山市役所
- 30) 本多静六(1915)「第一大体ノ方針」『和歌山公園設計案』pp2-4, 和歌山市役所
- 31) 本多静六(1915)「第一大体ノ方針」「第二公園ノ方式」『和歌山公園設計案』pp2-5, 和歌山市役所
- 32) 本多静六(1915)「第三各部ノ設計」『和歌山公園設計案』pp6-28, 和歌山市役所
- 33) 和歌山実業新聞, 1915年4月17日付夕刊4月16日発行から4月24日付夕刊4月23日発行まで7回の連載。
- 34) 和歌山新報, 1915年4月16日から4月27日まで7回の連載。
- 35) 常楠から熊楠宛の書簡, 1915年4月29日記, 南方熊楠頭章館所蔵(和歌山郵便局では4月29日の消印, 田辺郵便局の消印不明)
- 36) 常楠から熊楠宛の書簡, 南方熊楠頭章館所蔵(和歌山郵便局では7月2日の消印, 田辺郵便局は7月3日の消印)
- 37) 和歌山タイムス, 1915年6月18日
- 38) 和歌山タイムス, 1915年6月22日
- 39) 和歌山実業新聞, 1915年6月22日付夕刊、6月21日発行
- 40) 和歌山実業新聞, 1915年7月2日付夕刊、7月1日発行
- 41) 和歌山市史編纂委員会編(1978)「和歌山市史」第7巻近代史料1, pp558-559, pp562-563, 和歌山市
- 42) 和歌山新報, 1915年7月13日
- 43) 和歌山実業新聞, 1915年8月8日付夕刊、8月7日発行
- 44) 和歌山タイムス, 1915年8月8日
- 45) 和歌山実業新聞, 1915年8月13日付夕刊、8月12日
- 46) 和歌山タイムス, 1915年8月13日
- 47) 和歌山実業新聞, 1915年8月14日付夕刊、8月13日発行
- 48) 常楠から熊楠宛の書簡, 1915年8月17日記, 南方熊楠頭章館所蔵(和歌山郵便局では8月17日の消印, 田辺郵便局の消印不明)
- 49) 常楠から熊楠宛の書簡, 1915年8月17日記, 南方熊楠頭章館所蔵(和歌山郵便局では8月17日の消印, 田辺郵便局の消印不明)
- 50) 和歌山実業新聞, 1915年8月26日付夕刊、8月25日発行
- 51) 常楠から熊楠宛の書簡, 1915年4月29日記, 南方熊楠頭章館所蔵(和歌山郵便局では4月29日の消印, 田辺郵便局の消印不明)
- 52) 和歌山タイムス, 1915年6月22日

- 53) 和歌山実業新聞, 1915年6月22日付夕刊, 6月21日発行
- 54) 常楠から熊楠宛の書簡, 1915年6月28日記, 南方熊楠顕彰館所蔵(和歌山郵便局では6月28日の消印, 田辺郵便局は6月29日の消印)
- 55) 常楠から熊楠宛の書簡, 南方熊楠顕彰館所蔵(和歌山郵便局では7月2日の消印, 田辺郵便局は7月3日の消印)
- 56) 南方熊楠(1915)「古書保存と和歌山城の破壊」日本及日本人659, p121, 政教社
- 57) 南方熊楠(1915)「博士輩の出家題」日本及日本人659, p166, 政教社
- 58) (1939)「史蹟名勝天然記念物保存法施行二十周年記念談話會」史蹟名勝天然記念物14集6号, pp24-50, 史蹟名勝天然記念物保存協会
- 59) 中瀬喜陽編(1988)「南方熊楠書簡 盟友毛利清雅へ」p47, 日本エディタースクール出版部
- 60) 牟婁新報, 1915年7月23日, 1915年9月7日
- 61) 和歌山実業新聞, 1915年7月9日付夕刊, 7月8日発行
- 62) 常楠から熊楠宛の書簡, 1915年8月17日記, 南方熊楠顕彰館所蔵(和歌山郵便局では8月17日の消印, 田辺郵便局の消印不明)
- 63) 常楠から熊楠宛の書簡, 南方熊楠顕彰館所蔵(和歌山郵便局では8月28日の消印, 田辺郵便局は8月29日の消印)
- 64) 牟婁新報, 1915年4月27日
- 65) 和歌山実業新聞, 1915年6月26日付夕刊, 6月25日発行, 6月29日付夕刊, 6月28日発行
- 66) 和歌山実業新聞, 1915年8月27日付夕刊, 8月26日発行
- 67) 和歌山実業新聞, 1915年9月11日付夕刊, 9月10日発行
- 68) 和歌山実業新聞, 1915年9月11日付夕刊, 9月10日発行
- 69) 和歌山実業新聞, 1915年9月16日付夕刊, 9月15日発行
- 70) 和歌山実業新聞, 1915年9月16日付夕刊, 9月15日発行
- 71) 『明治43年10月調 公園地臺帳 附公園調査』(和歌山県都市政策課所蔵)
- 72) 和歌山新報, 1915年10月1日
- 73) 和歌山実業新聞, 1915年9月18日付夕刊, 9月17日発行
- 74) 和歌山新報, 1915年10月1日
- 75) 和歌山実業新聞, 1915年10月3日付夕刊, 10月2日発行
- 76) 和歌山新報, 1915年10月19日
- 77) 和歌山実業新聞, 1915年10月20日付夕刊, 10月19日発行
- 78) 大阪朝日新聞・紀和版, 1915年10月21日
- 79) 和歌山タイムス, 1915年10月24日
- 80) 和歌山新報, 1915年10月27日
- 81) 紀伊毎日新聞, 1915年10月29日
- 82) 和歌山新報, 1915年10月29日
- 83) 和歌山タイムス, 1915年10月29日
- 84) 和歌山実業新聞, 1915年10月29日付夕刊, 10月28日発行
- 85) 和歌山新報, 1915年10月30日
- 86) 紀伊毎日新聞, 1915年10月30日
- 87) 和歌山新報, 1915年10月30日
- 88) 大阪朝日新聞・紀和版, 1915年10月31日
- 89) 和歌山タイムス, 1915年11月7日
- 90) 常楠から熊楠宛の書簡, 1915年11月6日記, 南方熊楠顕彰館所蔵(和歌山郵便局では11月6日の消印, 田辺郵便局は11月7日の消印)
- 91) 和歌山タイムス, 1915年11月9日
- 92) 和歌山新報, 1916年2月24日
- 93) 大阪朝日新聞・紀和版, 1916年4月6日
- 94) 紀伊毎日新聞, 1916年4月2日
- 95) 紀伊毎日新聞, 1916年4月2日、5日
- 96) 大阪朝日新聞・紀和版, 1916年4月6日
- 97) 大阪朝日新聞・紀和版, 1916年6月18日
- 98) 大阪朝日新聞・紀和版, 1917年1月18日
- 99) 大阪朝日新聞・紀和版, 1917年5月12日
- 100) 和歌山市和歌山城整備企画課所蔵
- 101) 和歌山市立博物館編(2010)「写真にみるあのころの和歌山-和歌山城(戦前)編-」p18, 和歌山市教育委員会

(2016年8月30日 受付)